

神環業第 207 号

神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例（平成 5 年 3 月条例第 57 号。以下「条例」という。）第 10 条の 2 の 6 の規定による勧告に従わなかったため、条例第 10 条の 2 の 7 の規定に基づき、次のとおり公表します。

令和 7 年 6 月 11 日

神戸市長 久 元 喜 造

第 35 号

(1) 違反した者の住所及び氏名

明石市松が丘北町 3784-13 パレス朝霧 905

有馬 峰 夫

(2) 違反の日時及び場所

令和 6 年 4 月 15 日（月）午前 7 時 11 分頃

神戸市西区押部谷町木幡（クリーンステーション No. 16-165）

(3) 違反の内容

上記(2)の場所から家庭系一般廃棄物を収集し、運搬した行為

(4) 違反した者が使用した車両の車両番号

軽四貨物自動車 神戸 480 に 15-07

第 36 号

(1) 違反した者の住所及び氏名

神戸市須磨区松風町 3 丁目 1-2-1004

PHAM THANH TUNG

(2) 違反の日時及び場所

令和 6 年 5 月 21 日（火）午前 10 時

神戸市東灘区甲南町 1 丁目 4（クリーンステーション No. 12-100）

(3) 違反の内容

上記(2)の場所から家庭系一般廃棄物を収集し、運搬した行為

(4) 違反した者が使用した車両の車両番号

軽四貨物自動車 神戸 480 や ・1 29

第 37 号

- (1) 違反した者の住所及び氏名
神戸市兵庫区神田町 28-7
神田 幹茂
- (2) 違反の日時及び場所
令和6年6月20日(木) 午前8時5分
神戸市兵庫区五宮町2番 (クリーンステーション No. 06-081)
- (3) 違反の内容
上記(2)の場所から家庭系一般廃棄物を収集し、運搬した行為
- (4) 違反した者が使用した車両の車両番号
軽四貨物自動車 神戸 480 む 47-75

第 38 号

- (1) 違反した者の住所及び氏名
神戸市兵庫区湊川町6丁目3-19 グランドール湊川1F
花村 憲治
- (2) 違反の日時及び場所
令和5年5月31日(水) 午前7時36分頃
神戸市兵庫区中道通1丁目3番 (クリーンステーション No. 43-157)
- (3) 違反の内容
上記(2)の場所から家庭系一般廃棄物を収集し、運搬した行為
- (4) 違反した者が使用した車両の車両番号
普通乗用自動車 神戸 51 ん 95-39

第 39 号

- (1) 違反した者の住所及び氏名
神戸市兵庫区明和通 2 丁目 1 - 1 - 521
B U I V A N K H A
- (2) 違反の日時及び場所
令和 4 年 5 月 12 日 (木) 午前 8 時 28 分頃
神戸市須磨区友が丘 9 丁目 2603 - 3 (クリーンステーション No. 65-901)
- (3) 違反の内容
上記 (2) の場所から家庭系一般廃棄物を収集し、運搬した行為
- (4) 違反した者が使用した車両の車両番号
軽四貨物自動車 神戸 483 せ 68-68

第 40 号

- (1) 違反した者の住所及び氏名
神戸市長田区上池田 4 丁目 6 - 9
本 田 昇 平
- (2) 違反の日時及び場所
令和 7 年 2 月 4 日 (火) 午前 6 時頃
神戸市兵庫区御崎町 1 丁目 3 番 (クリーンステーション No. 92-155)
- (3) 違反の内容
上記 (2) の場所から家庭系一般廃棄物を収集し、運搬した行為
- (4) 違反した者が使用した車両の車両番号
軽四貨物自動車 神戸 480 や 70-99